

## 神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業要綱

平成 25 年 4 月 10 日制定  
平成 26 年 3 月 31 日改定  
平成 27 年 4 月 1 日改定  
平成 29 年 4 月 1 日改定  
平成 30 年 4 月 1 日改定  
平成 31 年 4 月 1 日改定  
令和 2 年 4 月 1 日改定  
令和 3 年 4 月 1 日改定  
令和 3 年 6 月 18 日改定  
令和 3 年 12 月 1 日改定  
令和 4 年 4 月 1 日改定  
令和 4 年 5 月 16 日改定  
令和 4 年 12 月 1 日改定

### (目的)

第 1 条 離れて暮らす親世帯と子世帯（若年夫婦世帯及び子育て世帯）が近くに住み替える際の初期費用の負担軽減を図ることにより、高齢期・子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援することを目的とする。助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若年夫婦世帯 年齢の合計が 80 歳以下の夫婦のみで構成される世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（出産予定の子どもを含む。）（以下、「小学校入学前の子ども」という。）とその親を含む世帯員で構成される世帯のことをいう。
- (3) 前号 (1)、(2) を子世帯という。
- (4) 親世帯 第 7 条に定める助成金の申請日現在において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民登録により神戸市内に引き続き 1 年以上居住している、子世帯のどちらかの親が含まれる世帯のことをいう。
- (5) 近居 同一の小中学校区内若しくは直線距離が 2 キロメートル未満（以下、「近居の範囲」という。）に親世帯と子世帯が神戸市内に居住することをいう。
- (6) 移転 次に掲げる親世帯若しくは子世帯による近居若しくは同居のための移転のことをいう。
  - ① 子世帯の世帯員の内、夫婦いずれかが市外から転入する場合の移転。

② 市内間で転居する場合、転居前が親世帯と子世帯の住所がそれぞれ異なる小学校区で、かつ直線距離で2キロメートル以上離れている状況からの移転。ただし、転居前に親世帯と子世帯が同居の場合はその限りではない。

(7) 移転世帯 親世帯若しくは子世帯のうち、近居若しくは同居のために移転する世帯員で構成される世帯のことをいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 申請日において、移転世帯の世帯主又はその配偶者であること。
- (2) 移転世帯が子世帯の場合は、子世帯夫婦いずれかに前年度所得があること、又は申請日において夫婦いずれかが就労していること。
- (3) 助成対象者を含んだ世帯員全員が、令和4年4月1日以降に対象住宅に転居し、申請日において、継続して居住していること。また、世帯員のうち、夫婦いずれか（ひとり親の場合は、子の親）の住民票上の前住所地が市外の場合は市外からの転入扱いとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は助成対象者とししないものとする。

- (1) 親世帯と子世帯が同時期（※概ね3ヶ月以内）に移転する場合で、どちらかの移転世帯が既に第7条に定める申請を行っているときのもう一方の移転世帯の者。ただし、先に申請した世帯の者が却下となったときはこの限りではない。
- (2) 第5条に規定する助成対象費用が他の公的制度による助成等の対象となる者。
- (3) この要綱による助成を過去に受けた者。
- (4) 親世帯と子世帯のいずれかに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含む者。
- (5) 助成を申請しようとするもの及び同居しようとするもの全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。

(助成対象住宅)

第4条 助成の対象住宅は、移転世帯が移転後に居住する住宅（以下、「助成対象住宅」という。）が次に掲げるすべての要件に該当する住宅とする。

- (1) 助成対象者が居住する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）

に適合もしくは同等の耐震性能を有していること。

- (3) 住戸専用面積が、国土交通省の住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）における、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること。

（助成額）

第5条 助成額は1世帯10万円とする。ただし、子世帯が市外から転入する場合は1世帯20万円とする。

（交付件数）

第6条 助成の交付件数は、予算の範囲内で市長が認める数とする。

（助成金の交付申請）

第7条 第3条に規定する助成対象者が助成の適用を受けようとするときは、別に定める申請期間中に神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業（当初・変更）交付申請書（様式第1号）又は、電子申請で次に掲げる書類（電子申請の場合は電子データ）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 移転世帯の移転後の世帯全員の住民票の写し
- (2) 移転世帯の親世帯もしくは子世帯の世帯全員の住民票の写し
- (3) 小学校入学前の子どもが出産予定の子どものみの場合は、出産予定であることが分かる書類
- (4) 親世帯と子世帯との関係が分かる書類
- (5) 移転世帯が子世帯の場合は、子世帯の夫婦いずれかの所得証明書、その他所得がわかる書類又は子世帯の夫婦いずれかが就労していることがわかる書類
- (6) 助成対象住宅の所在地と住戸専用面積、及び助成対象住宅が新耐震基準に適合していることが分かる書類
- (7) 移転世帯が住み替えたことを確認できる書類
- (8) 誓約書
- (9) その他市長が特に必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（審査及び決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があったときは、内容について審査を行い、助成することが適当であると認めるとき神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業助成金交付決定通知書（様式第6号）を、助成することが適当でないと認めると

きは神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業却下通知書（様式第3号）を、原則として申請書等全ての提出書類を受理した日から起算して30日以内に申請者に通知する。

（変更）

第9条 前条の規定に基づく決定通知を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、申請書の記載内容に変更（助成対象者の決定にかかわらない変更は除く。）が生じたときは、神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業（当初・変更）交付申請書（様式第1号）に、第7条第1項各号に規定する書類で、変更が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、内容について審査を行い、変更を承認することを決定した者については神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業変更決定通知書（様式第4号）を、助成をしないことを決定した者については神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業却下通知書（様式第3号）を原則として申請書等全ての提出書類を受理した日から起算して15日以内に申請者に通知する。

（助成金の交付）

第10条 市長は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、第8条により通知した交付決定額について請求があったものとみなし、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消及び助成金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき、若しくは助成金の交付決定後、この要綱に規定する要件を満たさないことが新たに判明したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定に基づく交付決定の取り消しを受けた者は、既に助成金を受給しているときは、市長が別に定める範囲で、受領した助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく交付決定の取り消し及び第2項の規定に基づく助成金の返還請求を行うときは、神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業助成金交付決定取消・返還決定通知書（様式第5号）により当該交付決定の取り消しを受けた者に通知する。

（調査等への協力）

第 12 条 市長は、この要綱に基づく親世帯及び子世帯に対し、近居若しくは同居の効果の  
検証のためアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(業務の委託)

第 13 条 市長は、本助成金の交付に係る業務の一部を市の外郭団体等に委託することがで  
きる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、建築住宅局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。